

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市告示第112号

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅含む。以下同じ。）に次に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) 電気自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- (2) 窓の断熱改修をする住宅は、次の要件を満たすこと。
 - ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

イ 次の各号のいずれかに該当すること。

(ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅

(イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

(3) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次の要件を満たすこと。

ア 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

イ 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。

(4) V2H充放電設備を設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車は、新規導入・導入済みを問わない。

(5) 窓の断熱改修、電気自動車を除く設備を設置する住宅は、次の要件のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅

イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅

ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅

エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす者とする。ただし、木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員を除く。

(1) 市内に住所を有すること。（第10条に規定する実績報告書の提出日までに住民登録をする場合を含む。）

(2) 市に納付すべき税を滞納していないこと。

(3) 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること。（電気自動車にあつては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）

(4) 補助対象設備を設置する住宅が前条第3条(2)イ(イ)又は(5)エに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者

(5) 電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

(6) 電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者が木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の受付を受けることができない。

(1) 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が過去に同一の補助対象設備に関する本市の補助金を受けている者

(2) 第6条に規定する申請を行う日の前日までに補助対象設備の設置の工事を着手した場合又は建売住宅の引渡しを受けた場合

(3) 賃貸借契約又は使用貸借契約により借りた建築物に設置する場合
(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第2に示すものとし、補助金の額は別表第3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金をあてる場合にあっては更に当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は電気自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回(集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

4 補助金は電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事等に着手する前(第3条

(5)ウに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前に、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（第1号様式別紙）
- (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定図面（窓の断熱改修においては、平面図、立面図。電気自動車を除く。）
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（電気自動車を除く。）
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(2)アに該当することを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、必要に応じ現地調査を行うことにより補助金交付の可否を決定するとともに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の申請書に記載した事項を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（別記第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更により補助金の増額を申請することはできない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認を決定するとともに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の工事完了の日（第3条(5)ウに該当する住宅を取得する場合は、住宅の引渡しの日。電気自動車にあつては、自動車検査証に新規に登録された日）から90日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
- (2) 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車にあつては、保管場所において撮影した写真）
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く。）
- (5) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(1)に該当することを証する書類
- (6) 補助対象設備が電気自動車の場合は、以下の書類
 - ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅が第3条第1項(3)アに該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
 - エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- (7) 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(4)に該当することを証する書類
- (8) 住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査等を行うことにより

内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は市長が定める日のいずれか早い日までに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第9号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を勘案して、家庭用燃料電池システムにおいては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては6年、窓の断熱改修においては10年、太陽熱利用システムにおいては15年、電気自動車においては4年、V2H充放電設備においては8年とする。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）補助金の補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を設置した日又は補助対象設備が設置された建売住宅の引渡しを受けた日の属する月の翌月から1年間、1月ごとに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業使用状況報告書（別記第12号様式）にその使用状況を記録し、市長の定める日までに提出するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱の廃止)

2 木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成23年木更津市告示第253

号) は、廃止する。

別表第 1 (第 2 条関係)

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部 (リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。) 並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り (カーテン、ロール</p>

	<p>スクリーン等) は、居室を区切る仕切りとして認められない。))</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等</p> <p>補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。</p>
<p>太陽熱利用システム</p>	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
<p>電気自動車</p>	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車車検証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車車検証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。</p> <p>(1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車（道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録を受けた自動車をいう。）として新たに購入したものであること。</p> <p>(2)自動車車検証の使用の本拠の位置が、木更津市内の住所であること。</p>

	<p>(3)自動車車検証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4)国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表第2（第5条関係）

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）</p>
窓の断熱改修	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p>
太陽熱利用システム	<p>設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）</p>
電気自動車	<p>電気自動車本体の購入費</p>

V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費
-------------	-------------------

別表第 3 (第 5 条関係)

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり 上限 10 万円
	停電時自立運転機能なし 上限 5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	補助対象経費 $\times 1/4$ (上限 8 万円)
太陽熱利用システム	上限 5 万円
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合 上限 15 万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限 10 万円
V 2 H 充放電設備	補助対象経費 $\times 1/10$ (上限 25 万円)

第1号様式（第6条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別 ※窓の断熱改修は1のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 （2、3の場合 入居予定 年 月）
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名 ※集合住宅は専有部分	
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。	

(添付書類)

- 1 補助対象設備の概要（第1号様式別紙）
- 2 補助対象設備の購入に係る経費の内訳が記載された契約書、注文書等の写し
- 3 補助対象設備の仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書）の写し
- 4 補助対象設備の設置予定図面（電気自動車を除く。）
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（住宅全体、補助対象設備の設置予定場所（電気自動車を除く。））
- 6 市税の滞納がないことを証する書類
- 7 補助対象設備のうち、窓の断熱改修の場合は、設置する住宅が工事に着工する前日までに建築工事が完了していることを証する書類（例：検査済証の写し）
- 8 その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII登録年月日		
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
県共同購入支援事業との関係		<input type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではありません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

3 窓の断熱改修

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の4分の1 （1,000円未満切り捨て）		円

4 太陽熱利用システム

製造者名		
型式		
製造番号		
集熱面積 (m ²)		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

第2号様式（第7条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象設備の種類

2 決定区分 交付（不交付）

3 交付決定額

円

4 交付の条件（不交付の理由）

工事を完了した日もしくは建売住宅の引越しを受けた日から30日以内または年 月 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

5 協力の義務

市長から設置効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力してください。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更する補助対象設備の種類

2 変更の理由

第4号様式（第8条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更する補助対象設備の種類

2 決定区分 承認（不承認）

3 承認による交付決定額
円

4 交付の条件（不承認の理由）

工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内または 年 月 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

第5号様式（第9条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記の理由により取り下げたいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 取下げする補助対象設備の種類
- 2 交付決定額
円
- 3 取下げの理由

第6号様式（第10条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象設備の種類	
補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車にあつては自動車検査証の登録日	年 月 日

下記を確認し、該当するものに☑

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は未使用品（電気自動車にあつては新車）である。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。 |

（添付書類）

- 1 補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
- 2 補助対象設備の設置費等の支払いを証する領収書・内訳書の写し
- 3 補助対象設備の設置工事着工後の現況写真（住宅全体、補助対象設備の設置場所※1）
※1 電気自動車にあつては、保管場所において撮影した写真
- 4 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く。）
- 5 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（1）に該当することを証する書類
- 6 補助対象設備が電気自動車の場合は、以下の書類
 - ア 補助対象設備を導入する住宅が第3条第1項（3）アに該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 別表3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し

- 7 補助対象設備がV 2 H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（4）に該当することを証する書類
- 8 住民票の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

第6号様式別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力（kW）	
停電時自立運転機能 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	
蓄電容量（kWh）	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
県共同購入支援事業との関係	<input type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

3 窓の断熱改修

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
SII/北海道環境財団登録年月日	
既存住宅への設置	<input type="checkbox"/> 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の10分の1 （1,000円未満切り捨て）	円

4 太陽熱利用システム

製造者名	
型式	
製造番号	
集熱面積 (㎡)	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

5 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。	
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし	
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円	

6 V2H充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)	円

第7号様式（第11条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書

木更津市達第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象設備の導入に係る補助金については、下記のとおり確定したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助対象設備の種類

2 交付確定額

円

3 協力の義務

市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力してください。

第8号様式（第12条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け木更津市達第 号をもって確定通知のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助対象設備の種類

2 請求額

円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第10号様式（第14条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 2 承認の条件（不承認の理由）
- 3 納付額 円

第11号様式（第15条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定した木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消した補助金の額
円
- 2 取消後の補助金の額
円
- 3 取消の内容とその理由

